

佐賀県告示第 454 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 27 年 10 月 16 日から平成 27 年 11 月 16 日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 10 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀外環状 線	佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永十二号 2114 番 1 地先から 佐賀市久保泉町大字下和泉字古賀 2377 番 14 地先まで	平成 27 . 10 . 16
県道 薬師丸佐賀 停車場線	佐賀市金立町大字薬師丸字四本柳 1152 番 1 地先から 佐賀市兵庫町大字湊字二本松 2753 番 2 地 先まで 佐賀市金立町大字薬師丸字栄地 1830 番 2 地先から 佐賀市兵庫町大字湊字二本松 2731 番 1 地 先まで	〃